

墨田区立幼稚園・学校における「台風時対策」のガイドライン

1 ガイドライン作成の趣旨

墨田区立幼稚園・学校における台風接近時の、幼児・児童・生徒の登下校等の扱いについて、墨田区としての一定の基準を示すことを目的とする。

各幼稚園・学校においては、本ガイドラインを参考に、それぞれの実態を踏まえた安全対策を策定するものとする。

なお、策定した安全対策は、幼児・児童・生徒及び保護者に周知するとともに、各園・校内において共通認識を図り、確實に実施されるよう徹底すること。

2 墨田区としての基準

墨田区に「暴風警報」が発令された場合、各園・学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。

(1) 登校（登園）前に発令された場合

①午前7時までに解除された場合

平常授業を原則とする。ただし、前日に給食中止を決定した場合には、午前授業も可とする。

②午前7時から午前8時30分までの間に解除された場合

登校（登園）時刻を遅らせて授業を実施する。原則午後までの授業を実施するが、前日に給食中止を決定した場合には、午前授業も可とする。

③午前8時30分までに解除されない場合

臨時休業日とする。

※①、③の場合は、園・学校から各家庭への継走電話等による連絡は行わない。

※②の場合に限り、授業開始時刻等を、園・学校から各家庭に、継走電話、メール等により連絡する。

(2) 登校（登園）後に発令された場合

①幼稚園については、状況を判断して、「降園時刻前に」または「一時待機」してから、保護者の引き取りによる降園とする。

②小・中学校については、状況を判断して、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、「緊急下校連絡票」等に基づいて対応する。

※「大雨警報」「洪水警報」のみ発令された段階では、平常授業とする。

3 留意事項

本ガイドラインは、あくまでもひとつの基準を示したものであり、臨時休業の決定権は、学校教育法施行規則第63条により、学校長にあることに留意する。

4 台風接近時における事前の安全対策及び事後の安全点検を行う

(1) 校内施設設備の点検（例）

強風による被害のないよう点検を行い、必要に応じた対策を行う。

事案	・浸水等による漏電被害・重要書類の浸水被害・窓ガラスの破損による精密機械の破損等
対策	・屋上やベランダ排水溝の清掃を行う ・ドア、窓ガラス等の施錠を確認する ・雨漏りが予想される場合ブルーシート等で事前に対策をしておく

(2) 運動場（屋外）の遊具等の点検（例）

強風の影響により、転倒、飛散等の被害がないよう点検し、必要に応じた対策を行う。

事案	・バスケットリング及びサッカーゴール等の転倒による被害 ・資材、備品等の飛散による地域への被害 特に屋外にある机、椅子、環境整備用機具等
対策	・転倒するような備品は倒して、しっかり固定しておく ・サッカーゴール等のネットは外しておく ・防球用ネットは、下げておく

5 他の機関との情報連携及び対応連携

(1) ブロック内の情報連携及び対応連携

同ブロック内の幼稚園（保育園）、小中学校と情報連携を行う。特に兄弟姉妹が他園・他校にいる場合は、対応についても連携を図ることも考慮する。

(2) 児童館・学童クラブとの情報連携及び対応連携

児童館・学童クラブ等の関係機関と十分情報連携をし、必要に応じて対応についても連携を図ることを考慮する。

6 参考例【緊急下校先連絡票】

(1) 項目例

①基礎情報

氏名（子ども、保護者、兄弟姉妹）・性別・学年組・住所・登校班

緊急連絡先（氏名・携帯等）

※ 兄弟姉妹については、他校等の情報も記載

②下校対応情報

登校班により自宅に下校する

自宅以外の家で家族を待つ

[待機先、子どもとの続柄、住所、電話、臨時登校班]

学校待機(保護者等による引き取り)

[保護者以外の場合の情報、引取までの所要時間]

(2) 配慮事項

①登校班による下校の場合、原則として解散場所まで教員が引率する（必要な場合は自宅まで引率する子どももある）。

②だれがどのように対応したか、確認した時間等、対応の状況を集約できるようにする（場合によっては避難所対応になることも想定される）。